

第5章

公安委員会制度と警察活動の支え



1 警察の組織

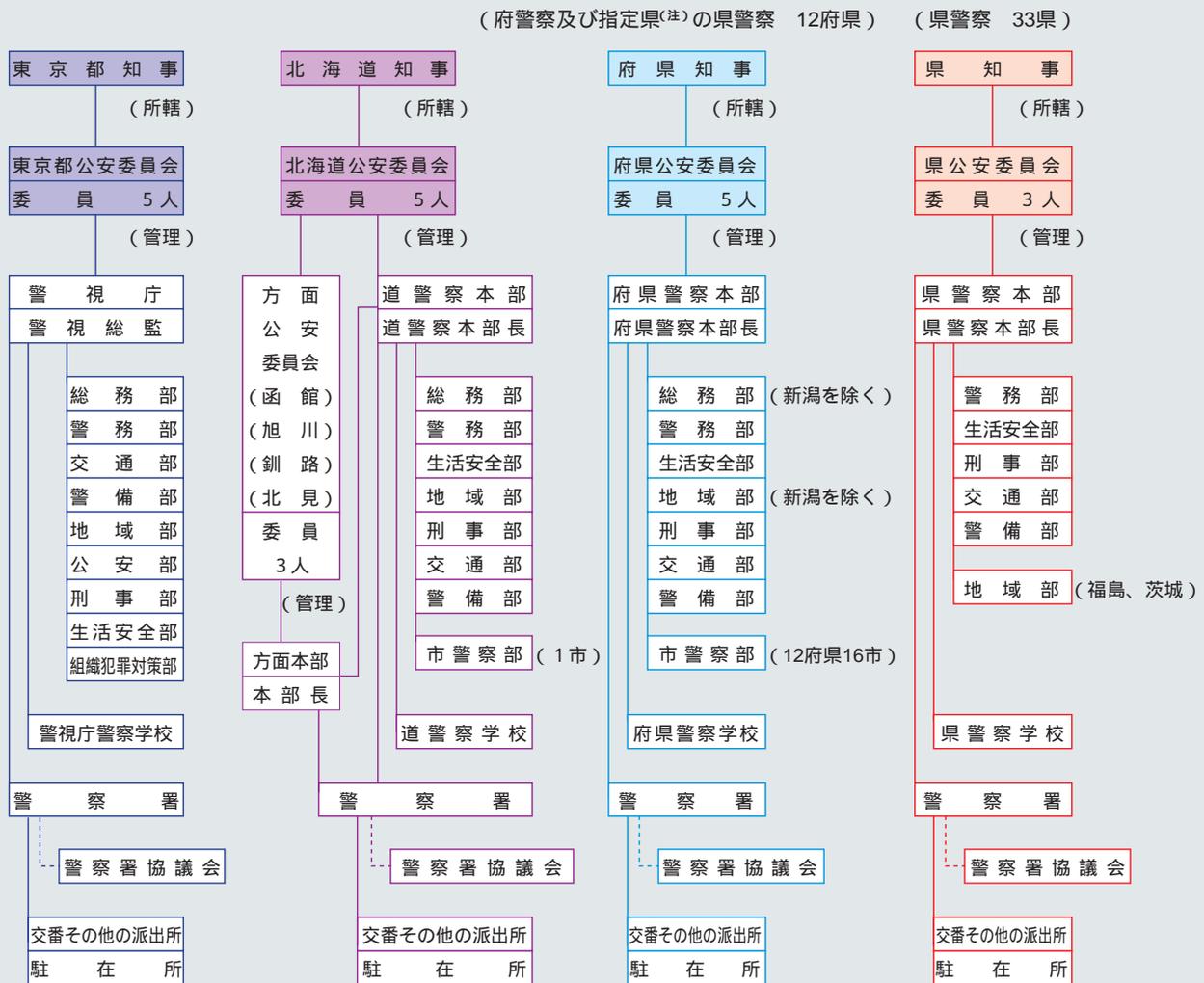
(1) 公安委員会制度

警察は強い執行力を有しており、独善的な運営がなされたり、政治的に利用されたりすることがあってはならない。このため、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理することで、その民主的運営と政治的中立性を確保している。また、国家公安委員会委員長には国務大臣が充てられ、警察の政治的中立性の確保と治安に対する内閣の行政責任の明確化という2つの要請の調和を図っている。

(2) 都道府県の警察組織

平成19年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等が置かれている。

図5-1 都道府県の警察組織

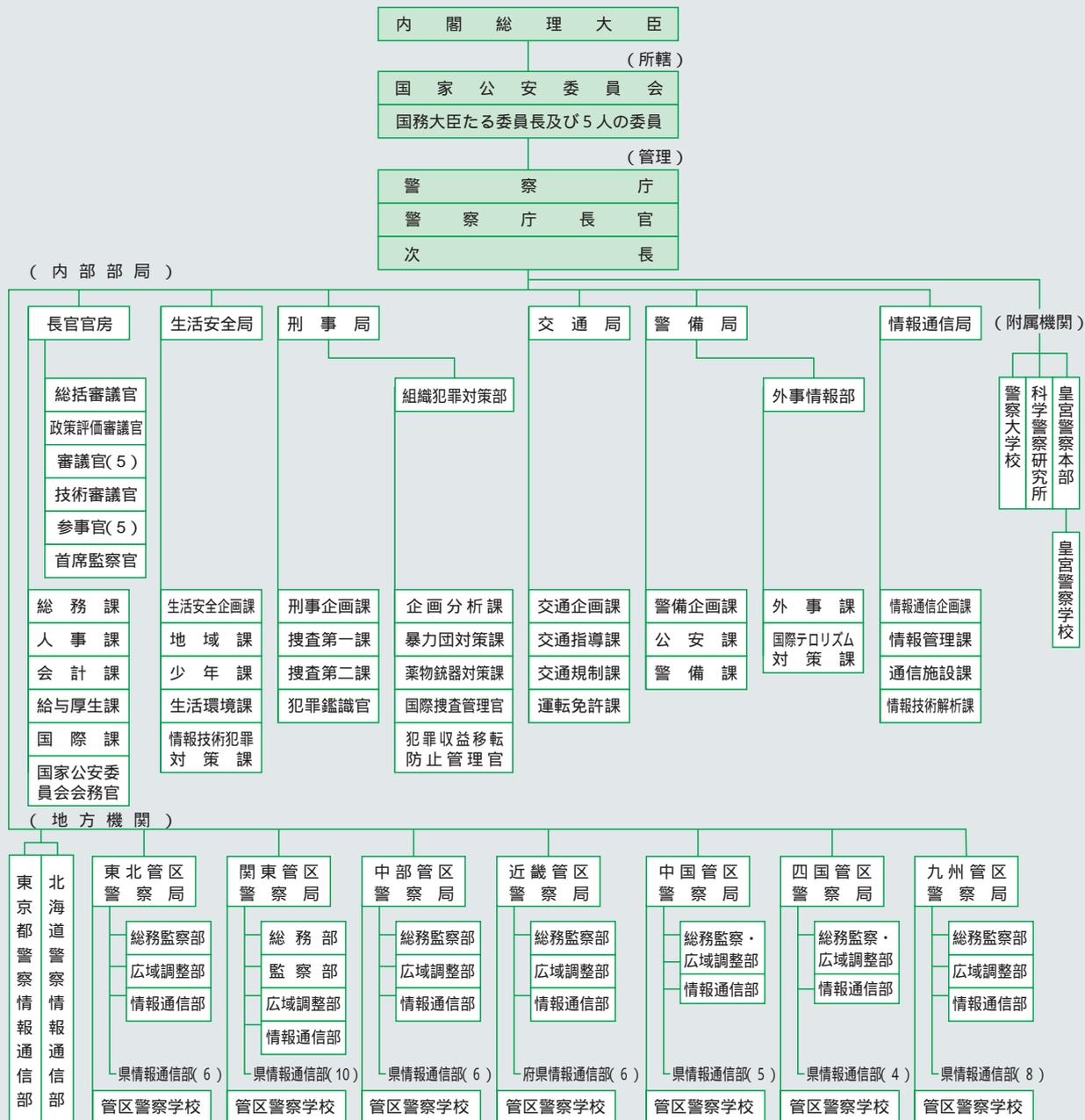


注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県であり、18年中に新潟が加わった（19年4月1日施行）。平成19年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、広島及び福岡である。

(3) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教養、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

図5-2 警察の機構図（平成19年度）



注：平成19年4月1日から、組織犯罪対策部に犯罪収益移転防止管理官を設置するなどした。

2 公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

国家公安委員会では、所掌事務に属する事項について審議、決裁を行うほか、警察庁から重要な事件、事故及び災害の発生状況とこれらに対する警察の取組み、治安情勢を踏まえた政策の方針等様々な警察業務に関する事項について、所要の報告を徴しつつ、警察庁を管理している。平成18年中は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則等、29の国家公安委員会規則を制定した。

また、国家公安委員会の活動を国民に知らせ、国民の声をその運営に的確に反映させるため、ウェブサイトで定例会議の開催状況等を紹介するとともに、電子メール等により国民からの要望、意見等を受け付けている。

このような国家公安委員会の活動の充実を図るため、警察庁に国家公安委員会会務官が置かれ、その補佐等に当たっている。

図5-3 国家公安委員会と都道府県公安委員会

国家公安委員会

組織：委員長（国務大臣）、委員（5人）
 会議：定例会議（毎週木曜日）、臨時会議（必要に応じて）
 会議以外の活動：委員相互の意見交換、警察運営上の課題の検討、警察活動の視察等

都道府県公安委員会

組織：5人の委員（都、道、府及び政令指定市を包括する県）、3人の委員（それ以外の県及び北海道の各方面）
 会議：定例会議（おおむね月3～4回）、臨時の会議（必要に応じて）
 会議以外の活動：委員相互の意見交換、警察運営上の課題の検討、警察活動の視察等

相互に緊密な連携
 連絡会議の開催



国家公安委員会の定例会議

事例1

18年10月、国家公安委員会委員は、鹿児島県を訪れ、民間被害者支援団体を視察し、意見交換を行った。

事例2

18年12月、国家公安委員会委員長は、広島県を訪れ、年末警戒の状況等を視察した。

年末警戒の視察に際し、防犯ボランティアとあいさつを交わす国家公安委員会委員長（中央）



(2) 都道府県公安委員会

都道府県公安委員会では、所掌事務に属する事項について審議、決裁を行うほか、重要な事件、事故及び災害の発生状況等とこれらに対する警察の取組み、各都道府県の治安情勢を踏まえた政策の方針等様々な警察業務について、所要の報告を徴し、都道府県警察を管理している。

また、公安委員会補佐室等を活用し、国民の要望を聴く活動を通じて、警察に対する管理機能の充実と活性化に努めている。

事例1 徳島県公安委員会委員長は、平成18年5月、那賀警察署を訪れ、度重なる台風により土石流が発生し、甚大な被害を受けた地域の復興状況を視察した。



台風被害の復興状況について説明を受ける
徳島県公安委員会委員長（右）

事例2 千葉県公安委員会では、18年6月、成田国際空港警察署を視察し、同警察署幹部から管内概況の説明を受けたほか、同警察署員と第一線の活動状況等について意見交換を行った。

事例3 茨城県公安委員会では、18年11月、少年非行対策や社会問題化しているいじめ問題への対応について、県教育委員会と意見交換を行い、相互に緊密な連携を図っていくことを確認した。

(3) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、それぞれ独立した機関であるが、相互に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催するなどしている。平成18年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、また、国家公安委員会委員が各地を訪問するなどして、全国の治安情勢や各都道府県公安委員会の活動等についての報告や意見交換を行った。

また、18年中は、各管区及び北海道において、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議が合計14回開催され、これに国家公安委員会委員も参加した。さらに、都、道、府及び指定県に置かれる13の公安委員会相互の連絡会議を開催し、各都道府県の治安情勢やそれぞれの取組みについての報告や意見交換を行った。



公安委員会相互の連絡会議

3 総合的な治安対策

(1) 警察の取組み

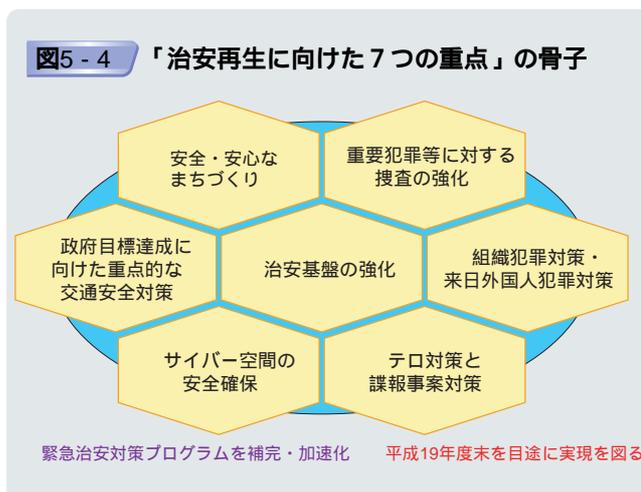
「緊急治安対策プログラム」の策定

刑法犯の認知件数が、平成8年から14年にかけて、7年連続で戦後最多の件数を更新し続けるなど、危険水域にある治安情勢の下、警察庁では、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、15年8月、「緊急治安対策プログラム」を策定・公表した。同プログラムでは、当面、警察が緊急かつ重点的に取り組んでいく対策が取りまとめられ、おおむね3年程度を目途として、これに記載された施策の実現に向けて取組みを進め、国民が安心して暮らせる安全な社会の確立を目指していくこととされた。

警察庁では、同プログラムに記載された施策の実現を図るとともに、その推進状況について、政策評価を行っている。

「治安再生に向けた7つの重点」の策定

「緊急治安対策プログラム」の策定以来3年が経過し、14年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数も、15年以降減少するなど、徐々にではあるが、治安再生の曙光が見え始めていると考えられる。しかしながら、子どもが被害者となる事件が続発するなど、我が国の治安情勢は依然として厳しい。そこで、「緊急治安対策プログラム」を補完・加速化し、治安再生への道筋を確実なものとするため、18年8月、警察庁は、「治安再生に向けた7つの重点」を策定・公表した。盛り込まれた施策については、平成19年度末を目途に実現を図ることとしている。



(2) 犯罪対策閣僚会議の取組み

犯罪対策閣僚会議の開催とその考え方

治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な犯罪対策を総合的かつ積極的に推進するため、政府では、平成15年9月から、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。従来の犯罪対策にかかわる政策会議や推進本部は、いずれも特定の事象に的を絞ったものであり、犯罪対策全般を幅広く取り扱う総合的かつ省庁横断的な枠組みが設けられたのは、犯罪対策閣僚会議が初めてである。



犯罪対策閣僚会議（提供：内閣広報室）

この会議で示された「治安回復のための3つの視点」は、個々の施策を立案・実施・評価するための視座を提供するだけでなく、総合的で包括的な犯罪対策を実現するための理念としても機能している。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の策定

この3つの視点を前提としつつ、犯罪対策閣僚会議では、15年12月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。この行動計画は、犯罪対策の推進に関する政府に基本的な考え方を示した前文と、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した5つの重点課題ごとに取りまとめられた総計148項目（重複項目を含む。）の個別施策から成っている。この中で、計画策定後5年間を目途に、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の危機的状況を脱することを目標として、各施策を着実に実施していくこととされている。

行動計画策定後の状況

上記行動計画に沿って、関係機関連携の下での犯罪の取締りや水際対策の強化、刑法を始めとする各種治安関係法令の改正、地方警察官、入国管理局職員、税関職員等の増員等の施策が着実に講じられてきた。地方公共団体や地域住民、関係事業者等の間でも、これに呼応した取組みが積極的に行われるようになっている。

図5-5 治安回復のための3つの視点

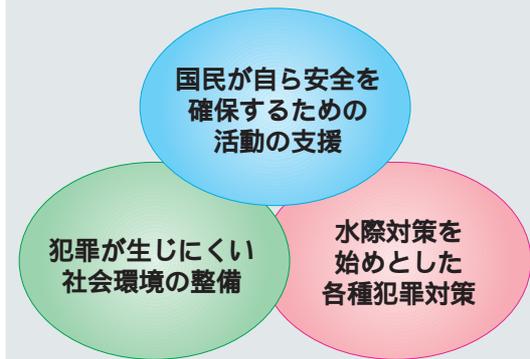


図5-6 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」における5つの重点課題

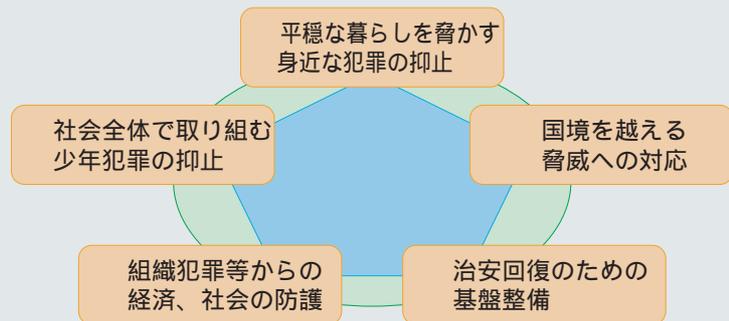


図5-7 犯罪対策閣僚会議における主な決定等

第2回（15年12月）	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を決定
第3回（16年6月）	「バイオメトリクスを活用した出入国審査に関するワーキングチーム」の設置を決定
第5回（17年6月） （都市再生本部と合同開催）	「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」を決定 「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」の設置を決定
第6回（17年12月）	「安全・安心なまちづくりの日」を決定 「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰要綱」を決定
第7回（18年6月） （青少年育成推進本部と合同開催）	「子ども安全・安心加速化プラン」を了承 「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」の設置を決定
第9回（19年7月）	「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を報告

4 適正な警察活動

(1) 警察改革の持続的断行

国家公安委員会・警察庁は、「警察改革要綱」に掲げる施策をすべて実行に移し、また、厳しい治安情勢に対処するため、警察改革の精神の下、治安回復に取り組んできた。

しかしながら、平成18年中の懲戒処分者数が361人と前年に比べ20人増加したほか、警察職員による飲酒運転、ファイル共有ソフトに係る情報流出、警察官による捜査情報の漏えい等国民の信頼を大きく揺るがす非違事案が今なお発生している。また、侵入強盗や性犯罪の認知件数は依然として高い水準にあり、長崎市長が暴力団員に銃撃され殺害された事件、愛知県長久手町における銃器を使用した人質立てこもり事件等、市民生活に大きな不安と脅威を与える事件が相次いで発生するなど、犯罪情勢は依然として厳しい。

国家公安委員会・警察庁は、国民からの厳しい批判を反省・教訓として「警察改革要綱」を策定した原点に立ち返り、警察改革を持続的に断行するため、17年12月、評価書の公表と同時に、「警察改革の持続的断行について」と題する、次の5項目から成る指針を取りまとめた。警察では、この指針に基づき今後とも持続的に改革を断行し、その実施状況を検証していくこととしている。

警察改革要綱（概要）

～「警察刷新に関する緊急提言」を受けて～

1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

- (1) 情報公開の推進
- (2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理
- (3) 警察における厳正な監察の実施
- (4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化

2 「国民のための警察」の確立

- (1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応
- (2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
- (3) 被害者対策の推進
- (4) 実績評価の見直し

3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

- (1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
- (2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化
- (3) 広域犯罪への的確な対応
- (4) 安全かつ快適な交通の確保

4 警察活動を支える人的基盤の強化

- (1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
- (2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員
- (3) 活力を生む組織運営

警察改革の持続的断行について（概要）

- 治安と信頼の回復に向けて -

1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実

「警察改革要綱」に掲げる施策を着実に実施し、その定着と更なる充実を図る。

2 治安の回復

犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に重点を指向した取組みを推進するほか、治安情勢の変化に対応した的確な措置を講ずる。

3 幹部を始めとする職員の意識改革

警察改革の精神を風化させないため、学校教育、職場教養等あらゆる機会をとらえ、幹部を始めとする職員の意識改革を継続して行う。

4 不祥事の防止

不祥事を防止するため、会計経理の透明性の確保と監査の強化、会計経理に関する職員教育の強化、非違事案の防止に重点を置いた監察の強化、非違事案に対する厳正な処分、幹部の管理監督責任の一層の自覚を更に徹底する。

5 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証

公安委員会は、管理機能の一層の充実強化に努めるとともに、警察改革の推進状況や課題、問題点等について、不断の検証を行う。

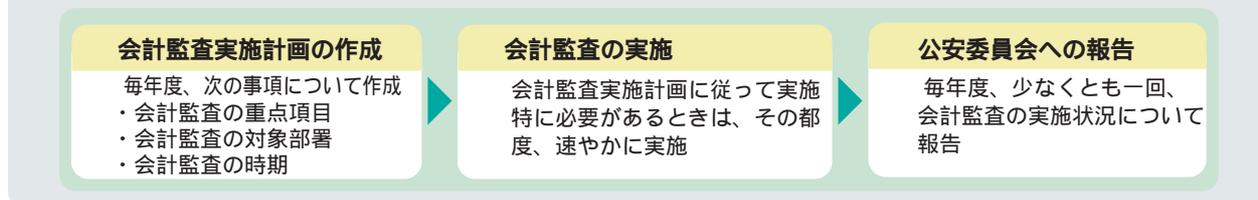
(2) 適正な予算執行の確保

警察では、予算執行に関する不適正事案が相次いで判明したことを受け、このような事案の再発を防止し、国民の信頼を回復するため、次のような取組みを進めている。

警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査対象部署の実態に応じて監査手法に改善・工夫を加えながら、より適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

図5-8 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）



平成18年度に警察庁が実施した監査では、捜査費、旅費及び契約に係る予算の執行状況を重点的に監査することとし、捜査費の執行に直接携わった捜査員1,427人を含む3,807人に対して聞き取りを実施するなどした。その結果、

- ・ 国費事件認定前は、都費の捜査費を執行して捜査協力者に対する謝礼を支払うべきところ、国費の捜査費を執行して支払っていたことから、国費を執行して支払った額を返納すること（警視庁）。
- ・ 捜査員等の旅行に際して、旅費の支給漏れがあったことから、本来支給すべき額を追加支給すること（科学警察研究所、長野、富山、鳥取）。

などについて、それぞれ改善を指示した。また、捜査費関係文書の記載内容の不備や旅費の支払いの遅延が認められたものなどについて、必要な改善措置を講ずるよう、関係部署を指導した。

19年度については、18年度の会計監査実施結果を踏まえ、監査対象部署の実態に応じた厳正な会計監査を行うこととしている。

事例 高知県警察では、18年2月、監査委員の監査において、捜査費の執行の一部に関して支出の実体がないなどと指摘がなされたことから、同年12月までに、12年度から16年度にかけての捜査費の執行状況を調査した。その結果、手続に問題がある捜査費の執行等が判明したことから、高知県警察の職員等は、19年3月までに、国に約670万円、高知県に約820万円を返納した。

高知県警察は、調査結果を踏まえ、会計監査を充実させるとともに、指導体制を強化し、職員に捜査費経理に関する正確な知識を修得させるなどして、捜査費経理の適正化を図ることとした。

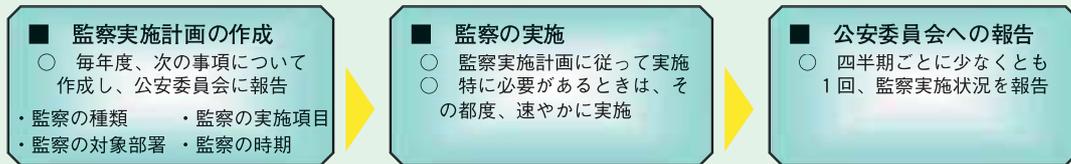
会計に関する職員教育

職員に予算執行の手続に関する正確な知識を修得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるため、会計に関する職員教育を徹底している。また、それに必要な捜査費等の経理に関する各種の解説資料を作成、配布している。

(3) 監察

警察では、警察内部の自浄能力を高めるため、都道府県警察で監察を掌理する首席監察官をすべて国家公安委員会の任命に係る地方警務官とするほか、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において監察担当官を増員するなど監察体制を強化するとともに、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、能率的な運営及び規律の保持のため、厳正な監察を実施している。これにより、警察庁、管区警察局等による監察実施回数が大幅に増加した。

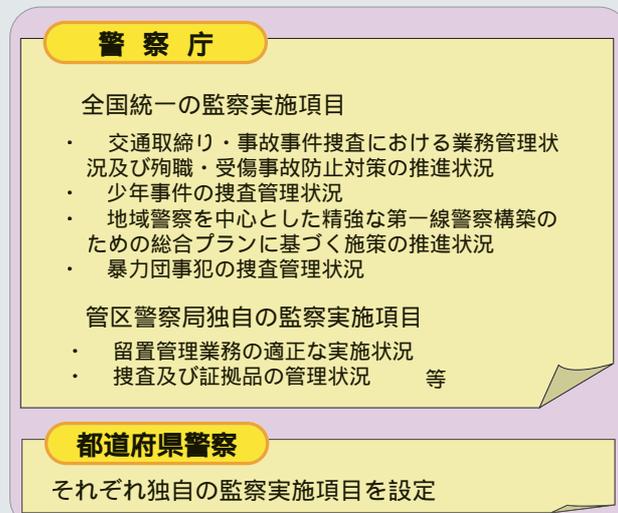
図5-9 監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）



平成18年度は、図5-10のとおり、監察実施項目を定め、業務及びサービスの両面において監察を行った。同年度の警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の実施回数は1,464回と、12年度より856回増加した。他方、都道府県警察においては、年1回以上ほぼすべての警察署に対し監察が実施されている。

なお、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができ、これまで、神奈川県公安委員会（13年4月）及び奈良県公安委員会（同年7月）が、警察職員による不祥事案の発生に際して各県警察に対し監察を指示したほか、予算執行に関する不適正事案の発生に際して、北海道公安委員会及び福岡県公安委員会が、各道県警察に対し監察を指示した。

図5-10 平成18年度の監察実施計画

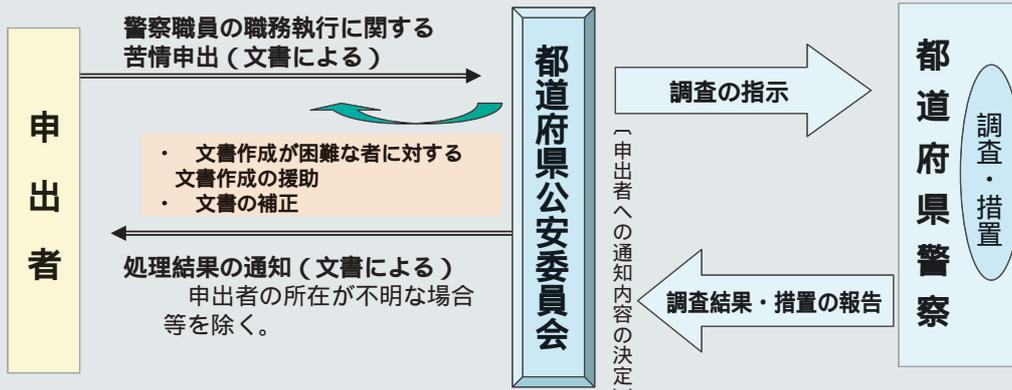


(4) 苦情の適正な処理

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができる。

なお、警察本部長や警察署長あてに申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、これに準じた取扱いがなされている。

図5-11 苦情申出制度の概要



(5) 情報管理の徹底

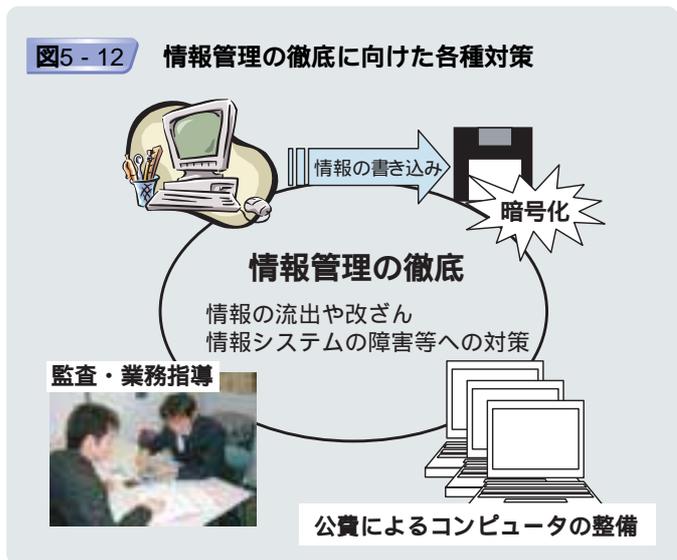
警察では、犯罪捜査、運転免許等に関する大量の個人情報のほか、多くの機密情報を取り扱っているところ、平成18年に入り、ファイル共有ソフトを介した捜査資料等の情報流出事案が立て続けに判明した。

警察庁は、これまでも、警察情報セキュリティポリシー（警察情報セキュリティに関する規範の体系）を策定するなどして、情報の流出、改ざん等への対策を進めてきたが、相次ぐ情報流出事案を受け、同年3月にすべてのコンピュータ及び外部記録媒体の緊急点検を含む緊急対策を、同年5月にすべての都道府県警察を対象に情報流出防止に関する特別監査及び業務指導を行った。

また、19年に入っても、捜査資料等を記録した外部記録媒体等を自宅に持ち帰り、ファイル共有ソフトを介してこれらの情報が流出した事案が、2月には山梨県警察で、4月には北海道警察で、6月には警視庁で立て続けに判明した。特に警視庁の事案は、流出した情報がファイル数で約1万件に及ぶ大規模なものとなった。これらの事案の発生等により、捜査資料の管理の在り方について厳しい指摘がなされている。

今後、外部記録媒体への情報を書き込む際の自動暗号化措置の導入や、19年度末までに私有コンピュータの公務使用を一掃するための各都道府県警察と連携した取組みを進めることとしているが、この種の事案を根絶するためには、職員一人一人の意識改革の徹底が必要不可欠であることから、徹底した監査及び業務指導を始め、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を更に推進していくこととしている。また、捜査資料については、不必要な捜査資料の廃棄・消去を確実に、かつ、これらの複写を禁止するなど、組織的管理を一層徹底していくこととしている。

図5-12 情報管理の徹底に向けた各種対策



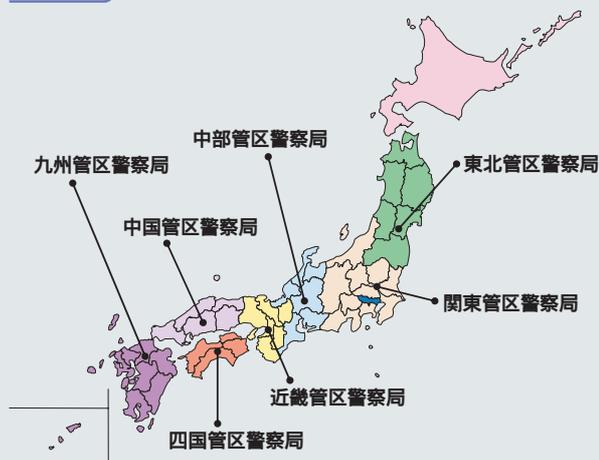
5 管区警察局の活動

(1) 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として7つの管区警察局（東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州）が設置されている。事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。

東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。また、これらの区域には、国の地方機関として、東京都警察情報通信部と北海道警察情報通信部が置かれている。

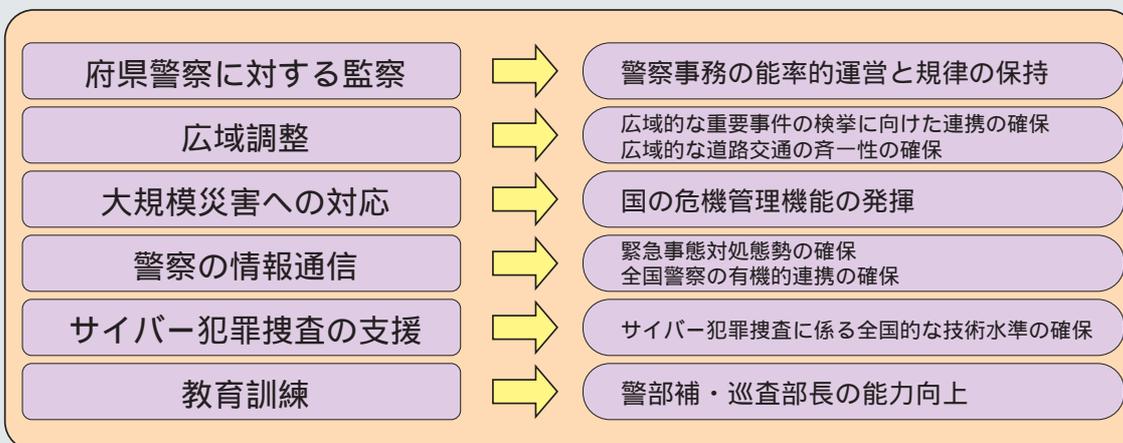
図5-13 管区警察局の管轄区域



(2) 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

図5-14 管区警察局の主な業務と果たしている役割



府県警察に対する監察

管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として強化され、各管区警察局に総務監察部（関東管区警察局は監察部。中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部）を設置し、管内の府県警察に対する監察を実施している。平成18年度中、各管区警察局は1,231回の監察を実施した。

広域調整

組織犯罪対策、来日外国人犯罪対策や広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査、共同捜査等に関して、府県警察に対する指導・調整を行っている。また、悪天候時の高速道路の交通規制、飲酒検問や初日の出暴走対策等の一斉取締りの調整等、府県をまたがる交通管理・交通対策の斉一性を確保している。

事例1

東北管区警察局は、平成18年10月、同管区内で連続発生していたスタッドレスタイヤの窃盗事件につき、岩手、宮城、山形及び福島の実県警察の捜査担当官を集め、情報交換を実施するとともに各県警察が協力して捜査に取り組むよう指示した。その結果、宮城県警察は、同月、スタッドレスタイヤ266本（時価約324万円相当）を盗んだロシア人3人を隣接県警察の協力を得て窃盗罪で逮捕した。また、同年11月以降、同管区警察局の指導・調整の下、岩手、宮城、山形及び福島の実県警察が共同捜査を進め、19年2月現在、これらの者が更に約8,000本（時価約1億6,000万円相当）の窃盗罪を敢行し、盗んだタイヤをロシアに輸出していたことを突き止めている。

大規模災害への対応

大規模災害の発生等緊急事態の時には、被災情報の収集・分析に当たるとともに、機動警察通信隊や管区警察局ごとに編成される広域緊急援助隊の派遣に関する調整を行っている。

警察の情報通信

情報通信部及びその下部機関である各府県情報通信部が、警察庁や都道府県警察を結ぶ情報通信網の整備、管理等を行っている。また、サイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設け、サイバーテロの未然防止や被害拡大防止に係る活動を行っている（206頁参照）。



土砂に埋もれた車両からの救出訓練を行う広域緊急援助隊員



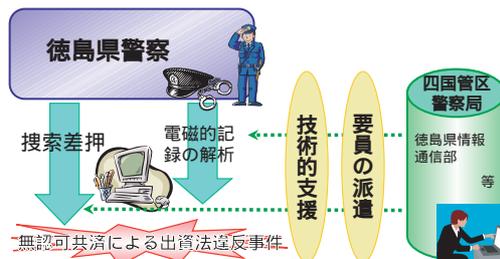
大規模災害を想定し、通信回線の構築訓練を行う機動警察通信隊員

サイバー犯罪の捜査の支援

サイバー犯罪に対処するため、府県警察の行う捜索差押、検証等の現場に臨場して、記録媒体内部の電磁的記録の破壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術的支援を行っている（86頁参照）。

事例2

いわゆる「無認可共済」^(注)を営む会社が、会員約2,000人から約35億円の掛け金を集めた詐欺及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（預り金の禁止）事件に関し、四国管区警察局徳島県情報通信部は、18年11月、徳島県警察によるコンピュータ等の捜索差押えに際して保存データの破損防止等の技術的支援を行った。また、押収したコンピュータ等の電磁的記録の解析のため、同管区警察局は、延べ20人の職員を派遣し、その支援に当たさせた。



教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。



実践的訓練を行う警察官

注：特定の法律に基づく許可を受けずに行われる共済事業

6 警察の体制

(1) 定員

平成19年度の警察職員の定員

平成19年度の警察職員の定員は総数28万9,881人であり、そのうち7,568人が警察庁の定員、28万2,313人が都道府県警察の定員である。

表5-1 警察職員の定員（平成19年度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	警察官	小計			
定員(人)	1,774	906	4,888	7,568	617	252,888	253,505	28,808	282,313	289,881

注1：都道府県警察職員のうち、地方警務官（一般職の国家公務員である警視正以上の階級にある警察官をいう。）については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

注2：9年度の1,512人の増員については、19年3月31日で解消した。

地方警察官の増員

深刻な治安情勢に対応し、国民が求める安全と安心を確保するため、17年度からの3か年1万人増員構想に基づき、17年度3,500人、18年度3,500人、19年度3,000人の増員を行った。これによって、警察官一人当たりの負担人口は、全国平均で511人となった（人口は18年3月31日現在の住民基本台帳による。）

(2) 警察官の採用

平成18年度には約11万4,900人が警察官採用試験を受験し、合格者数は約1万6,100人、競争倍率は7.1倍であった。

近年、大量退職や増員に伴い、警察官の採用者数が増加し、今後、当分の間、採用者数が1万人を超えることが見込まれる。一方、就職適齢人口の減少が見込まれるほか、民間企業の採用が活発化するなど、警察官の採用をめぐる環境は厳しさを増している。

こうした状況の中、多くの優秀な人材が警察官を志望するよう、様々な職種で活躍する警察官の言葉をウェブサイトや広報誌で紹介するなどの取組みを行っている。また、筆記試験の成績を過度に重視することなく、面接試験等を充実させ総合的な人物評価を行うなど、能力と適性を有する優秀な人材の確保に努めている。



採用に関するウェブサイト

(3) 女性職員の活躍

警察では、従来から女性の採用に積極的に取り組んでおり、平成14年度以降は、毎年1,000人を超える女性警察官が採用されている。19年4月1日現在、全国の都道府県警察には、女性の警察官約1万2,700人、一般職員約1万1,900人が勤務しており、幹部への登用も進んでいる。都道府県警察で採用され、警部以上の階級にある者は、19年4月1日現在、111人である。



似顔絵捜査に従事する女性警察官

とりわけ、女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等では、捜査や被害者対策に女性職員の能力や特性がいかされているほか、暴力団対策、警衛・警護等を含め、ほとんどすべての分野にその職域が拡大している。

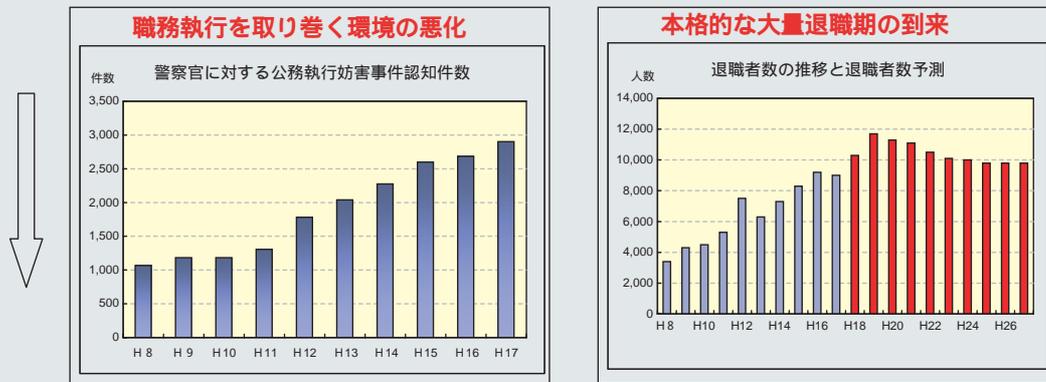
(4) 精強な第一線警察の構築

近年、警察官に対する公務執行妨害事件が増加するなど、その職務執行を取り巻く環境が悪化しているとともに、ここ数年の地方警察官の退職者数及び採用者数の増加に伴い、警察組織の人的構成が大きく変化しつつあり、これに伴う現場執行力の低下が懸念されている。

このため、これらの影響が最も懸念される地域警察部門を中心とした精強な第一線警察を構築するため、各都道府県警察において、「地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築のための総合プラン」を策定し、各種施策を推進している。

図5-15 地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築のための総合プランに基づく取組み

取組みの背景・問題点



対 策

「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」に基づく取組みの推進

取組み重点

- 幹部の指揮能力の強化
- 現場の中核となる人材の地域警察部門への配置
- 若手警察官の早期戦力化
- 交番相談員の増員・弾力的活用
- 職務質問技能の向上
- 装備資機材、無線機等の効果的活用

地域警察部門を中心に精強な第一線警察を構築することにより、治安対策の推進及び現場執行力に対する国民の信頼を確保

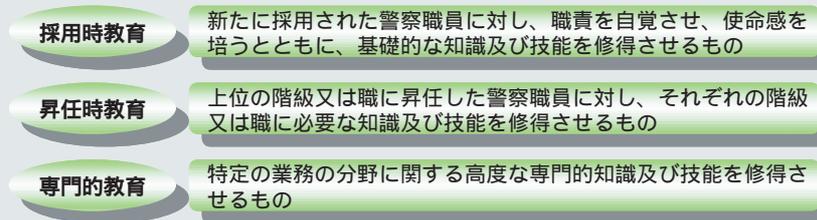
(5) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、対象者の階級及び職に応じて、次のような体系的な教育訓練を実施している。

図5-16 警察学校における教育訓練体系



職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員的能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、適切な職務執行を行うとともに、高い倫理観を培うため、部外講師による講習会等を行っている。

術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、けん銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター^(注)等によるけん銃訓練を始め、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



映像射撃シミュレーター



実践的訓練

(6) 警察官の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。平成18年には、交通事故処理中の警察官が、前方不注視の車両に衝突され、殉職する事案等が発生した。また、19年2月には、軌道敷内に立ち入った女性を助けようとした交番勤務の警察官が電車と接触し殉職する事案、5月には、銃器を使用した人質立てこもり事件で負傷した警察官の救出中に銃撃され殉職する事案等が発生した。

警察では、殉職・受傷した警察官又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、果敢な職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注：スクリーンに投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

7 警察の予算と装備

(1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。平成18年度の国民1人当たりの警察予算額は約2万8,000円であった。

警察庁予算

18年度当初予算

- ・ 総額2,594億1,490万円
- ・ 前年比19億4,489万円（0.8%）増
- ・ 国の一般歳出総額の0.6%

厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進等に重点的に措置

18年度補正予算

- ・ 総額229億2,400万円

警察学校における射撃訓練の際の鉛粉じん対策、危機管理緊急対策

都道府県警察予算

- ・ 総額3兆3,859億5,900万円
- ・ 前年比396億7,400万円（1.2%）増
- ・ 全都道府県の一般会計予算総額の6.9%

各都道府県が、犯罪情勢、財政事情等を勘案して編成

(2) 警察の装備

車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約3万8,000台整備されている。

平成18年度は、薬物犯罪対策、組織犯罪対策、テロ対策、犯罪被害者対策、地域警察の機動力の強化等のための車両を増強した。

装備品の整備と開発改善

18年度は、大規模災害時の人命救助用装備品のほか、広域組織窃盗対策、広域知能犯罪対策、薬物犯罪対策等のための装備品を整備した。

また、最先端の科学技術を導入するなどして装備品の開発と改善を進め、業務の効率化と高度化を図っている。同年度は、受傷事故防止対策、警戒警備対策等のための装備品の開発改善に努めた。

図5-17 警察庁予算（平成18年度最終補正後）

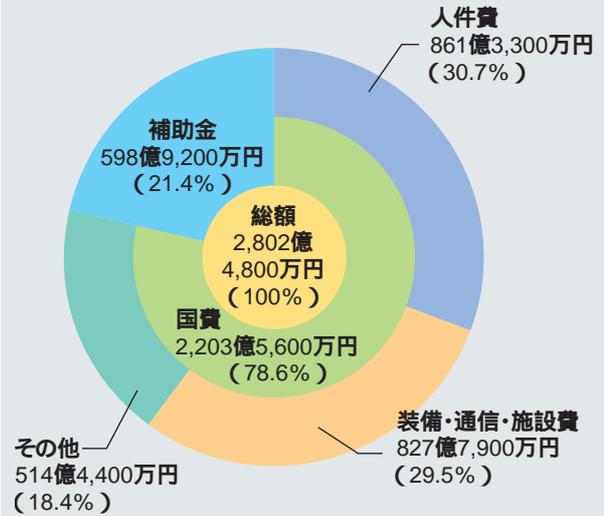
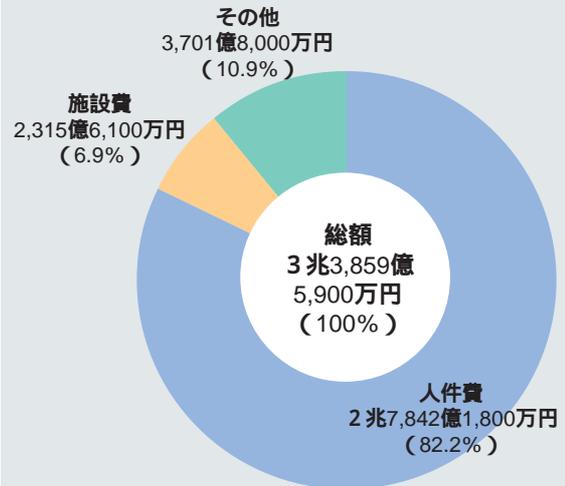


図5-18 都道府県警察予算（平成18年度最終補正後）



パトカー

8 警察の情報通信

警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、各種の情報通信システムを独自に開発し、それを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

(1) 警察活動を支える警察情報通信

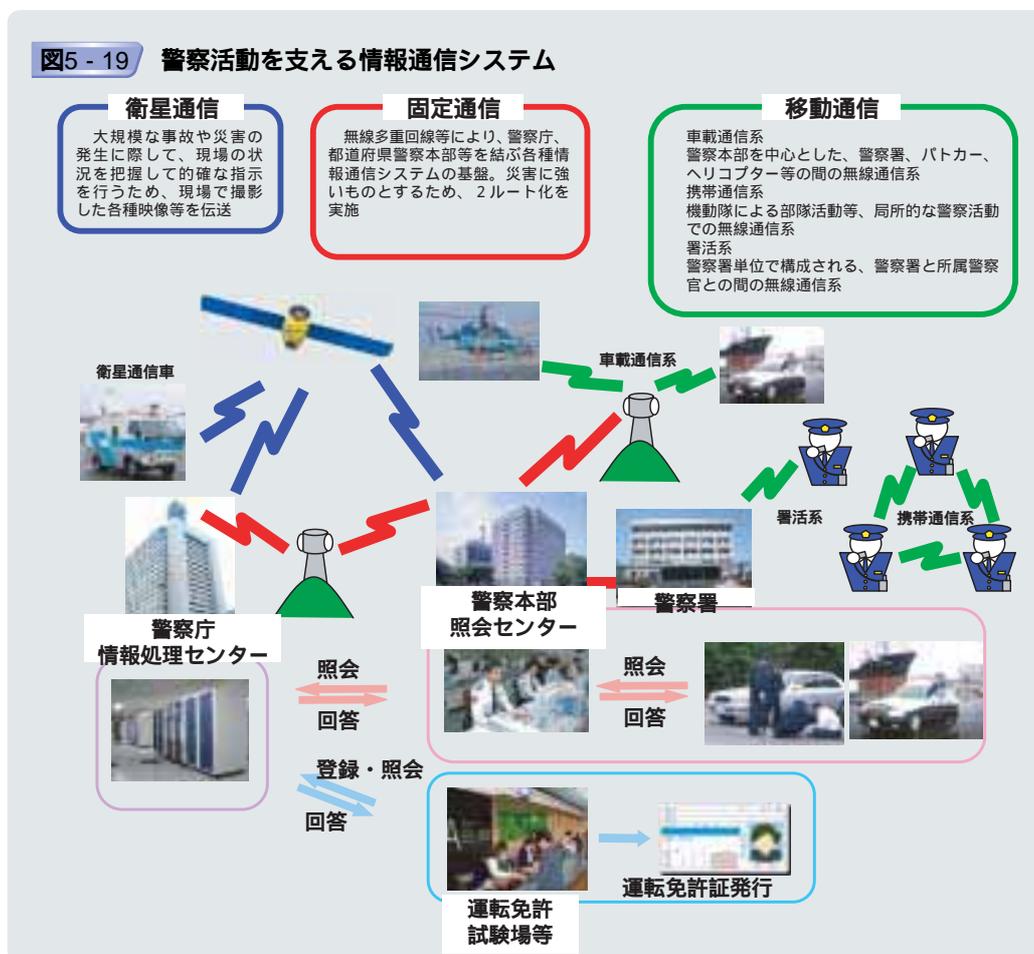
危機管理を支える警察情報通信

警察では、独自に整備し、維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。

システムの管理、運営等のため、各都道府県に国の機関である情報通信部が設置され、都道府県警察の業務を支えている。また、広域・重大事案発生時の通信施設の運用に関する指導・調整等のため、各管区警察局に情報通信部が設置されている。

警察情報管理システム

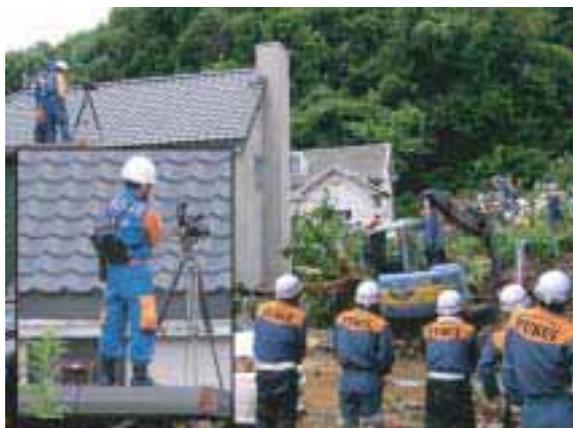
警察では、盗難車両、家出人等に関する情報を警察庁のコンピュータに登録することで第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許証に関する情報を全国一元管理することで運転免許証の不正取得を防止したりするための警察情報管理システムを構築している。



(2) 機動警察通信隊の活動

機動警察通信隊は、各都道府県情報通信部に設置されており、事件、事故又は災害の発生時には、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡が円滑に行われるよう、速やかに出動して通信対策を行っている。

平成18年においても、梅雨前線の活発化による大雨被害の発生時のほか、警衛、警護や各種イベントの雑踏警備等において、状況把握や指揮命令のために必要な災害現場等の映像を警察庁や警察本部等へ伝送するため、ヘリコプターテレビシステムや衛星通信車等を活用し、また、臨時の無線回線を設定して、警察活動を行うために必要な通信を確保した。



大雨災害現場において映像伝送を行う機動警察通信隊



ヘリコプターからの映像を中継する機動警察通信隊

コラム

1 政府の危機管理に貢献する警察情報通信

大規模な自然災害、重大な事件、事故等が発生した場合には、政府は、初動措置を講ずるため、首相官邸にある危機管理センターにおいて、関係機関からの情報を集約する。

警察庁では、信頼性・安全性の高い警察の情報通信システムにより伝送された現場の映像を危機管理センターに提供し、政府の危機管理の一翼を担っている。

平成18年11月、北海道常呂郡佐呂間町において竜巻が発生した際には、警察庁では、機動警察通信隊の迅速な活動によって伝送された被災地の映像を、危機管理センターにいち早く提供し、政府の初動対応に貢献した。



(2) 情報公開

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、文書の閲覧窓口を設置し、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

平成18年度中の国家公安委員会と警察庁に対する行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、表5-2のとおりである。

表5-2 平成18年度中の開示請求等の件数(情報公開)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	8	0	0	8
警察庁	177	55	103	26



警察庁の情報公開室

(3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。

平成18年度中の国家公安委員会と警察庁に対する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、表5-3のとおりである。

表5-3 平成18年度中の開示請求等の件数(個人情報保護)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	3	0	0	3
警察庁	11	2	2	7

(4) 政策評価

国家公安委員会と警察庁は、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を踏まえて、政策評価の実施に関する計画を策定し、政策評価を実施している。

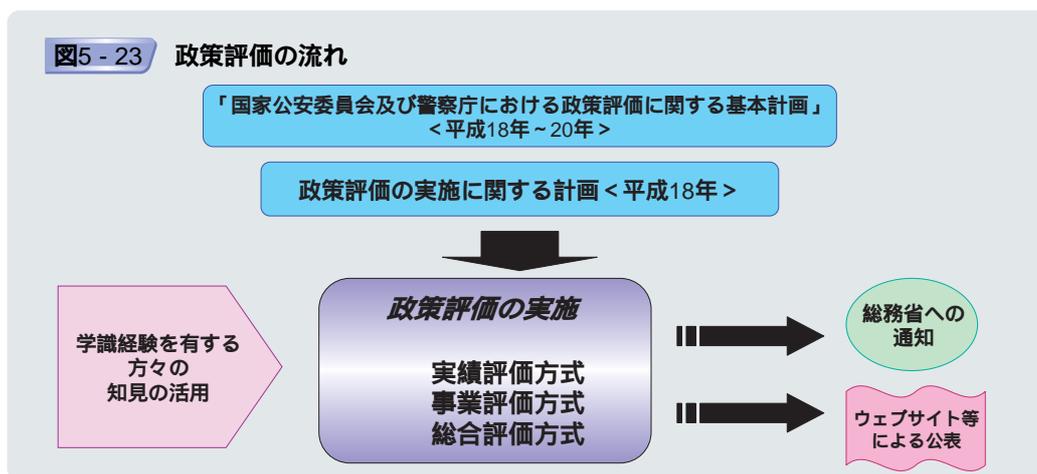


表5-4 平成18年中の政策評価実施状況

実績評価	8月	28の業績目標について、実績評価書を作成・公表
総合評価	12月	「総合評価書 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進について」を作成・公表
その他	6月、11月	学識経験者等で構成される警察庁政策評価研究会を開催

10 留置施設の管理運営

(1) 留置施設の管理運営

平成19年4月1日現在、留置施設は全国で1,262施設設置されている。警察では、捜査業務と留置業務の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進しており、次のとおり、国際的な評価にも耐える適正な留置業務の運営を徹底している。

警察庁では、以上のような留置業務の運用面及び施設面での一層の改善に努めるほか、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年すべての都道府県警察の留置施設に対する計画的な巡察を実施している。

図5-24 適正な留置業務の運営

人権に配慮した適正な処遇

- ・健康診断の実施（月2回）
- ・ラジオ、日刊新聞紙の備付け
- ・健康に配慮した適切な食事

女性被留置者の適正な処遇

- ・女性の特性に十分配慮した処遇
- ・女性専用留置施設の設置（処遇全般を女性警察官が担当）

外国人被留置者の適正な処遇

- ・母国語によって留置施設内の処遇等を案内する冊子を整備
- ・外国文化に配慮した食事

留置施設内設備の改善・整備

- ・被留置者のプライバシーを保護するため、留置室を横一列の「くし型」に配置し、前面に遮へい板を設置
- ・留置施設内に冷暖房装置を設置



留置施設における食事の例



女性専用留置施設（被留置者は模擬）



留置施設の内部

(2) 被留置者の収容状況

留置施設の深刻な収容力不足

平成18年中の被留置者の年間延べ人員は約518万人（1日平均約1万4,200人）で、前年の0.95倍となっているが、10年前と比較して1.9倍に上っている。

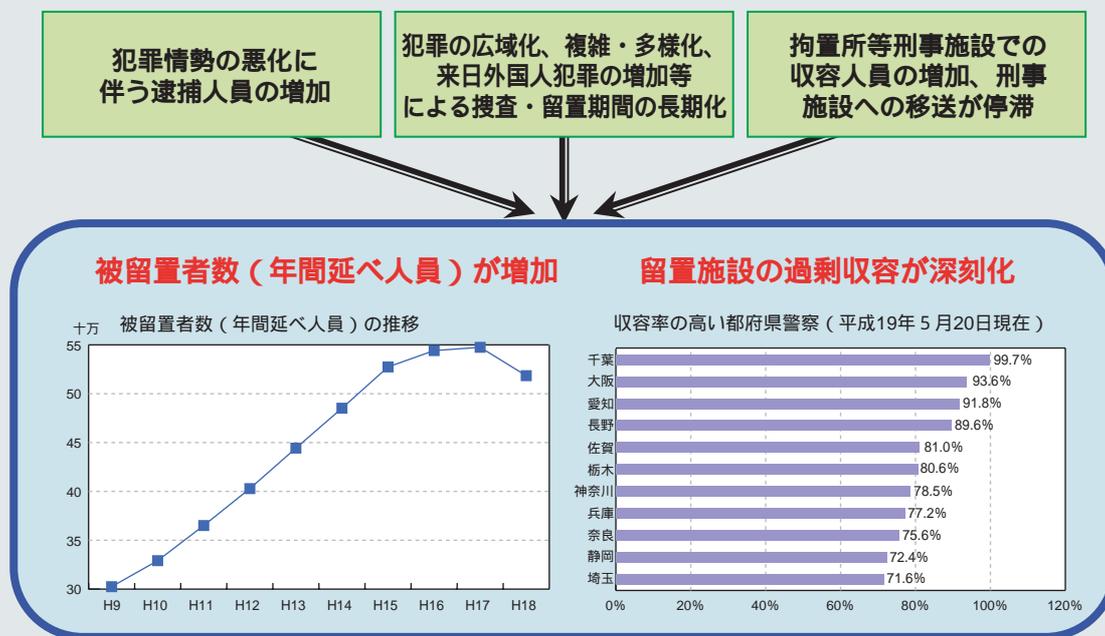
表5-5 被留置者延べ人員の推移（平成9～18年）

区分	年次	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	被留置者延べ人員		3,028,010	3,291,208	3,650,765	4,028,551	4,442,951	4,851,662	5,273,923	5,441,386	5,474,834
	指数	100.0	108.7	120.6	133.0	146.7	160.2	174.2	179.7	180.8	171.2
外国人延べ人員		438,883	478,287	524,657	553,259	693,913	760,576	898,293	930,532	855,320	695,493
	指数	100.0	109.0	119.5	126.1	158.1	173.3	204.7	212.0	194.9	158.5
女性延べ人員		281,530	301,525	333,230	375,970	422,156	470,096	513,223	547,513	585,594	564,684
	指数	100.0	107.1	118.4	133.5	150.0	167.0	182.3	194.5	208.0	200.6
少年延べ人員		147,709	168,410	187,976	210,224	236,785	244,781	256,633	232,609	212,546	187,946
	指数	100.0	114.0	127.3	142.3	160.3	165.7	173.7	157.5	143.9	127.2

注：指数は平成9年を100とした。

留置施設の収容率^(注1)は、19年5月20日現在、全国平均で65.2%である。留置施設では、少年と成人、女性と男性を一緒に留置できないなどの制約があることから、収容率が7割から8割に達した時点で実質的に収容力は限界に達するのが通例であり、特に大都市及びその周辺部を管轄する警察を中心とした一部地域では、過剰収容状況が厳しく、留置施設の収容力不足は深刻である。

図5-25 留置施設の過剰収容状況



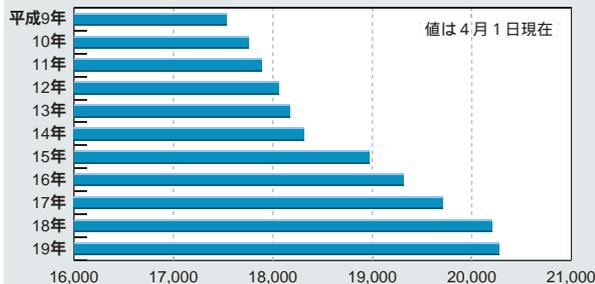
< 移送待機率^(注2)の高い県警察（平成19年5月20日現在） >

都道府県	三重	岩手	奈良	千葉	山梨	島根	香川	青森	愛知	栃木	全国平均
移送待機率	59.6%	50.0%	48.4%	43.4%	40.7%	34.6%	34.6%	34.0%	32.0%	30.2%	19.5%

留置施設の収容力確保のための施策

留置施設の過剰収容は、被留置者の処遇環境を悪化させ、また、円滑な捜査活動を妨げるおそれがある。このため、警察では、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設を整備するとともに、被留置者を留置する専用施設の建設を推進し、収容力の確保を図っている。また、拘置所等刑事施設に対し、早期の移送を要請している。

図5-26 収容基準人員（全国）の推移

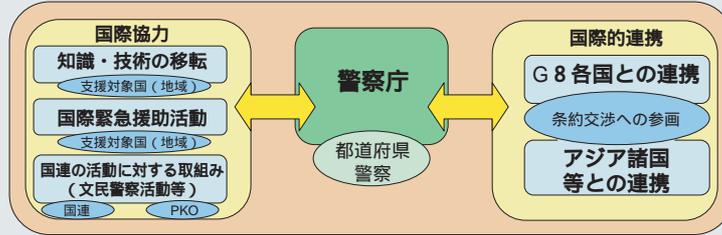


注1：留置施設の定員数（収容基準人員）に対する被留置者の割合

注2：被留置者数に占める拘置所等への移送を待っている者の割合。起訴されるなど捜査がおおむね終了した場合は、拘置所等刑事施設へ移送されるのが一般的である。

1 1 国際社会における日本警察の活動

図5-27 国際社会における日本警察の活動



(1) 国際協力の推進

警察庁では、平成17年9月に日本警察による国際協力の基本方針及びその方向性と今後実施すべき施策を明らかにした「国際協力推進要綱」を制定し、同要綱に基づき国際協力を積極的かつ効果的に推進している。

知識・技術の移転

警察庁では、住民の理解と協力を得ながら治安維持に当たる我が国の警察の特質をいかし、政府開発援助（ODA）により、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、日本警察が有する知識・技術の移転による国際協力を推進している。こうした協力は、外国への専門家派遣、外国からの研修員の受入れ及び外国への機材供与・無償資金協力の形態を組み合わせられて行われている。

ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

警察庁では、インドネシアの民主化改革の一つである国家警察の改革を支援するため、13年以降、JICAの協力の下、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施している。各プロジェクトにおいて専門家の派遣と研修の受入れを行っているほか、交番セット（交番建物と機材のセット）等の機材供与や国別特設研修の受入れ等を組み合わせ、インドネシアにおける市民警察活動の促進を図っている。その中核事業である市民警察活動促進プロジェクトは、19年8月から新たな5年間の協力期間（第2フェーズ）に移行する。

図5-28 我が国の警察による国際協力の意義

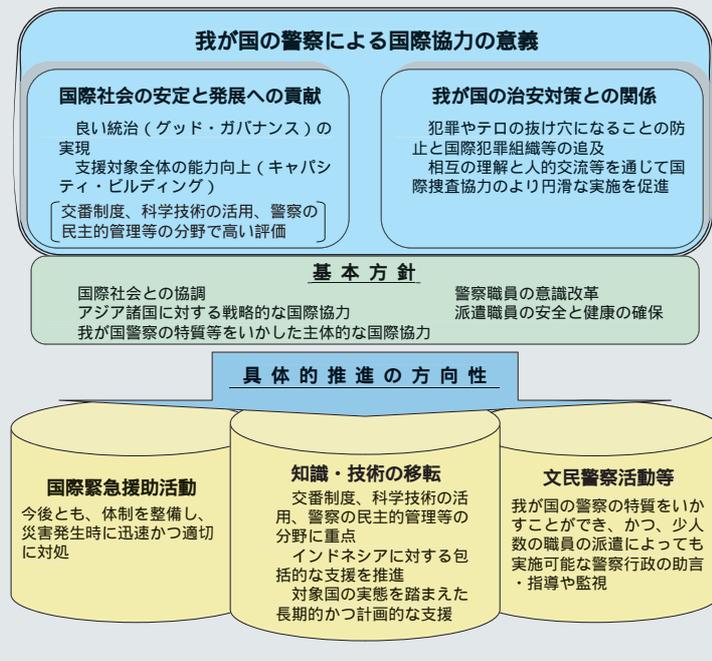
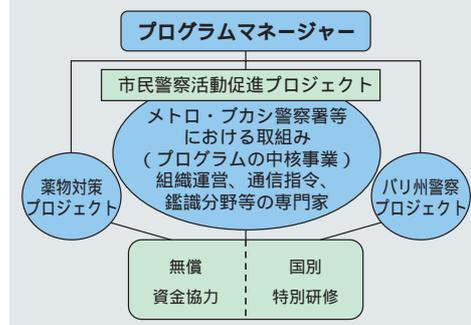


図5-29 インドネシア国家警察改革支援プログラム



イ フィリピン警察活動支援

警察科学捜査（初動捜査・鑑識）に関する専門家を派遣し、16年に無償資金で導入された指紋識別システム（AFIS）^{（注1）}の運用に関する助言と指導を行っている。

ウ 専門家の派遣

警察では、上記の事例を中心に、JICAと協力してタイ、ブラジル等の開発途上国に専門家を派遣して知識・技術の移転を図っており、指導分野は、交番制度、鑑識技術、薬物対策等多岐にわたっている。18年中には、上記の事例を含め、長期（1年以上）6人、短期（1年未満）24人の専門家を派遣した。

エ 研修生の受入れ

日本の有する警察運営、交番制度、犯罪鑑識等に対して、諸外国から高い関心が寄せられている。そこで、警察では、このような分野における知識・技術の移転を積極的に進めるため、上記の事例のほか、セミナーの開催等を通じて研修受入れの充実を図っている。18年中には、28回の研修で215人の研修生を受け入れた。

国際緊急援助活動

警察では、外国で大規模な災害が発生したときには、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、被災地に国際緊急援助隊を派遣している。昭和62年の同法の施行以降、平成19年3月末までの間に、10回にわたって国際緊急援助活動（捜索・救助）を行っているほか、17年1月のタイ津波災害に際して、被災者のDNA検体採取・鑑定のために国際緊急援助隊専門家チーム5人を派遣した。直近では、17年10月のパキスタン等での大地震に際して、救助チーム要員として捜索・救助活動や通信活動に当たる警察職員を同国に派遣した。

国際連合の活動に対する取組み（文民警察活動等）

18年8月、国際連合安全保障理事会決議第1704号に基づき、文民警察を主体とする国際連合東ティモール統合ミッション（UNMIT）^{（注2）}が設立され、治安維持を含む東ティモールの安定強化及び国づくり支援が行われることとなった。我が国警察は、19年1月から東ティモール国際平和協力隊に警察職員3人（文民警察要員2人、連絡調整要員1人）を派遣し、東ティモール内務省及び国家警察に対し、警察行政事務に関する助言及び指導業務を行っている。

このほか、警察では、17年に国際連合からの要請を受け、レバノンのベイルート市内で発生したハリリー元首相暗殺事件の国際連合国際独立調査委員会（UNIIC）^{（注3）}に鑑識担当職員を派遣するなどしており、引き続き国際連合の活動に積極的に取り組むこととしている。



足こみ跡採取技術の研修風景



交番での地域警察に関する研修風景



東ティモールにおける文民警察要員

注1：Automated Fingerprint Identification System

注2：United Nations Integrated Mission in Timor-Leste

注3：United Nations International Independent Investigation Commission

(2) 国際的連携の強化

国際的な犯罪が発生した場合、警察では、国際刑事警察機構や外交当局を通じて外国の治安機関との情報交換を行い、事件の解決を図っている。また、個別の事件での協力のほか、国際会議への参加や二国間の協議、条約の締結交渉等を推進し、相手国の閣僚や治安機関職員と顔を合わせて様々な治安問題について共に検討し、協力関係の強化に努めている。

G8各国との連携

G8各国の治安担当機関は、国際的な連携が必要な問題について、G8ローマ/リヨン・グループやG8司法内務閣僚会合において断続的に検討を行っている。警察庁では、これらの会合に継続的に参加し、議論に積極的に参画するとともに、我が国が開催国となる2008年(平成20年)を見据えて、これら会合での検討結果が、我が国の国内治安対策の推進に資するものとなるよう、検討課題の設定に際し、我が国が主導的な役割を果たすよう努めている。

また、主要国首脳会議(サミット)においても、最近の犯罪情勢・テロ情勢を踏まえ、近年特に、国際組織犯罪、テロ等に関する問題が取り上げられることが多く、2006年(18年)7月のサンクトペテルブルク・サミットでは、「テロ対策に関するG8首脳宣言」を採択し、G8としてテロとの戦いを断固として継続していくことを確認した。

ア G8ローマ/リヨン・グループ

G8国際組織犯罪対策上級専門家会合(リヨン・グループ)は、1995年(7年)のハリファックス・サミットにおいて、各種犯罪分野における刑事法制や法執行協力の在り方について検討する場として設置することが決定された。2001年(13年)の米国における同時多発テロ事件発生以降は、ハイジャック対策や国際テロの動向について意見交換を行う場として1978年(昭和53年)に発足したG8テロ専門家会合(ローマ・グループ)と合同で開催することとされ、名称もG8ローマ/リヨン・グループと改称された。現在、同グループには、法執行、刑事法、人身取引、ハイテク犯罪、テロ対策等の各課題を扱う様々なサブグループが置かれており、特に、知的財産権侵害事犯対策、児童の保護対策、麻薬対策、テロ対策等、各国が協力して取り組むべき対策について検討を行っている。

図5-30 国際的連携の強化

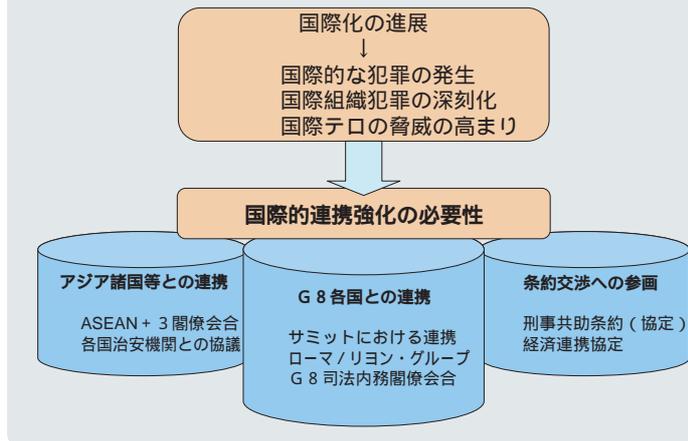
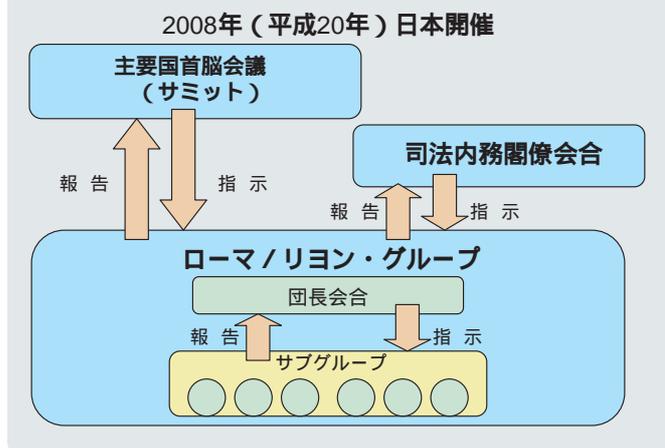


図5-31 G8における取組み



イ G8司法内務閣僚会合

G8司法内務閣僚会合は、1997年（平成9年）以降2000年（12年）を除いて、毎年開催されており、日本からは国家公安委員会委員長や警察庁の幹部職員が出席し、国際組織犯罪対策やテロ対策についての日本の取組状況を報告するとともに、共同声明や行動計画の起草に参画している。

2006年（18年）は、サミット議長国であるロシアのモスクワにおいて開催されたが、同会合では、テロ対策、サイバー犯罪・サイバーテロ対策、不法移民対策等に関する協議のほか、ローマ/リヨン・グループにおいて完結したプロジェクトの成果文書につき、G8として承認が行われた。

なお、2008年（20年）には、警察庁及び法務省の共催により、東京都内において、我が国では初めてG8司法内務閣僚会合が開催される予定である。

アジア諸国等との連携

2004年（16年）以降、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国に日本、中国及び韓国（+3）を加えた治安機関の閣僚が参加する「国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議」（AMMTC+3）^(注)が開催されており、2005年（17年）11月には、ベトナムにおいて第2回会合が開催され、日本からは国家公安委員会委員長が出席した。同会合においては、テロ、薬物犯罪、人身取引、マネー・ローンダリング等の国境を越える8つの犯罪分野において、協力して対策を講ずることとされている。

また、警察では、日本との間で多くの国際犯罪が敢行される国や来日外国人犯罪者の国籍国を始めとする各国の治安機関との間で、個別の政策課題についての協議を行うことを通じて協力関係を深めている。特に、我が国周辺国・地域との連携は重要であり、18年12月には、東京において中国公安部との間で3回目となる定期協議を開催したほか、19年1月には、ハバロフスクにおいてロシア極東内務総局と実務者会合を開催し、各種情報交換を行った。

条約交渉への参画

犯罪対策等に関する取組みの実施を法的に担保するためには、条約等の国際約束を締結し、法的拘束力をもたせる必要がある。刑事共助条約は、相手国の請求に基づく、捜査、訴追その他の刑事手続について、捜査共助の実施を条約上の義務とすることにより、捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、これまで国際礼譲で行われてきた捜査共助の実施のための連絡を、外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、事務処理の合理化・迅速化を図るものであり、警察庁では、各国との刑事共助条約交渉の締結交渉等に積極的に参画している。

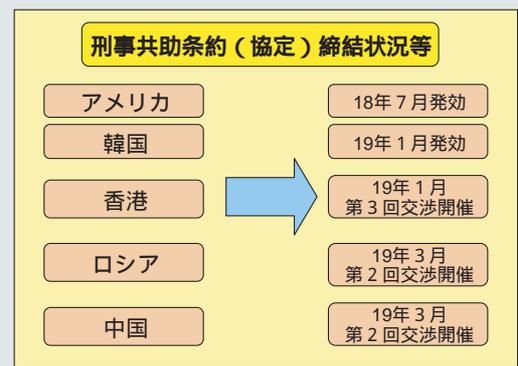
また、人の移動の自由化について議論されることが多い二国間の経済連携協定交渉についても、不法就労、不法滞在その他の犯罪を防止するために必要な制度が確保され、的確な対策が講じられるよう、交渉過程に参画している。

注：ASEAN Plus Three Ministerial Meeting on Transnational Crimeの略称。米国における同時多発テロ事件やインドネシア・バリ島における同時多発テロ事件の発生等を契機として、2004年（16年）タイにおいて、第1回会合が開催された。同会合はASEAN加盟国に加えて、日本、中国及び韓国の治安機関の閣僚が一堂に会した初の国際会議であり、各国がテロ、薬物犯罪、人身取引等の国際犯罪に対し、協力して対策を講じていくことが約束された。



G8司法内務閣僚会合

図5-32 刑事共助条約（協定）締結状況等



12 シンクタンクの活動

(1) 警察政策研究センターの活動

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、警察の課題に関する調査研究を進めるとともに、警察と国内外の研究者等との交流の窓口として活動している。

フォーラムの開催

財団法人等と連携して、国内外の研究者・実務家を交えて治安対策に関する各種のフォーラムを開催している。

図5-33 警察政策研究センターの業務概要

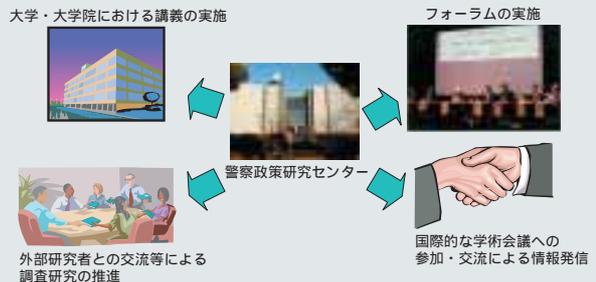


表5-6 フォーラム等の開催状況

開催月	フォーラム等の開催状況	基調講演者
3月	警察政策フォーラム「性犯罪対策を考える～英米の実践を学ぶ」	英政府幹部職員等
7月	警察政策フォーラム「サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進に向けて」	米英政府幹部職員等
9月	警察政策フォーラム「多機関連携による少年非行対策」	米大学教授等
10月	警察政策フォーラム「マネー・ローンダリング対策」	英豪政府幹部職員等
11月	警察政策フォーラム「警察における国際協力の推進」	仏警察幹部等
12月	社会安全政策論フォーラム「日常生活の安定と安心の確保」	大学教授等

事例

平成18年10月、英国重大組織犯罪対策庁特定資金情報部長及びオーストラリア連邦取引報告分析センター規制政策部長を招き、マネー・ローンダリング対策をテーマとしたフォーラムを開催した。我が国の大学教授、金融機関の代表者、弁護士、金融庁職員及び警察庁職員がパネリストとして参加し、日英豪の3か国の取組みを紹介するとともに、活発に意見交換を行った。



フォーラムの開催状況

大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、中央大学法科大学院、首都大学東京都市教養学部（東京都立大学法学部）等の大学・大学院に職員を講師として派遣するとともに、特別講義を行っている。

外部研究者との交流等による調査研究の推進

警察政策学会の犯罪予防法制研究部会を始めとする関係部会や日本犯罪社会学会年次大会において発表を行うなど、学会や研究者との交流を進めている。慶應義塾大学大学院法学研究科との間では、15年度から各国のテロ対策法制等について共同研究を実施している。また、同大学との間では、近年増加傾向の見られる高齢者による犯罪の特徴等についても共同研究を実施している。



講義風景

警察に関する国際的な学術会議への参加等による日本警察に関する情報発信

日本警察に関する情報発信を行うことなどを目的として、警察に関する国際的な学術会議等に積極的に参加している。また、日本の治安情勢や日本警察に関する外国語資料を紹介している。

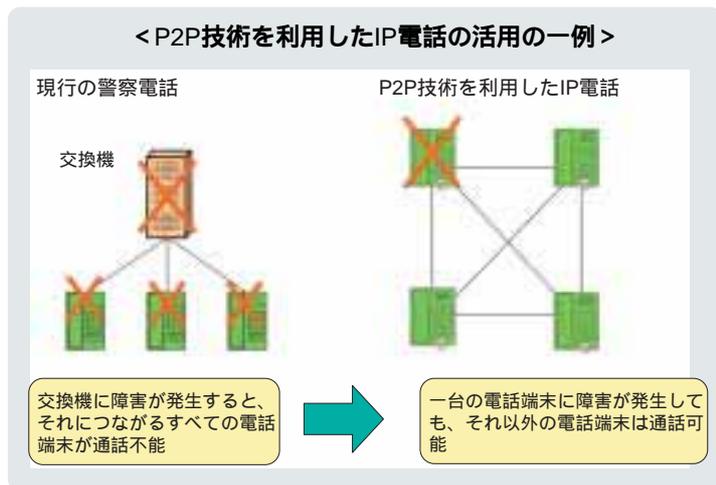
事例 18年5月、トルコで開催された国際警察シンポジウムに参加し、議題の「犯罪対策における地域社会から国際社会までの連携」について日本における現状等を発表し、世界各国の警察研究者や実務家と意見交換を行った。

(2) 警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、情報通信システムに関する技術、暗号技術等、警察活動にかかわる情報通信技術について研究しており、その成果は情報通信システムの整備や情報通信技術を悪用した犯罪対策に活用されている。

研究例 P2P技術^(注1)を利用したIP電話^(注2)の警察への導入に関する研究

現在の警察電話は交換機を経由して情報をやり取りするため、交換機に障害が発生するとそれにつながるすべての電話端末が通話不能となる場合がある。呼制御サーバ^(注3)を利用せず、電話端末間で直接データをやり取りするIP電話は、現在の警察電話と比較し、電話網全体が停止するような障害が発生しにくい。そこで、この研究では、このようなP2P技術を利用したIP電話を警察において活用する場合のシステム構成について研究を行った。



(3) 科学警察研究所

生物学、医学、心理学等の専門的知識・技術を有する研究員が、科学捜査、犯罪防止、交通事故防止等についての研究及び開発を行っている。また、各都道府県警察からの依頼により、事件、事故等に係る鑑定や検査を実施している。

研究例 生体資料からの新たな異同識別検査法の開発

現在活用されているDNA型検査は、DNAの特定の塩基配列の繰り返しの回数を利用していることから、経時変化した白骨や自然脱落毛等、DNAが断片化した資料から個人を識別することは困難である。こうした資料から個人の識別を行うため、塩基の違いを利用する新しい検査法を開発している。

注1：サーバの仲介を前提としなくても、端末間で直接情報のやり取りが可能な技術

注2：インターネットプロトコルを利用した電話

注3：交換機と同等の機能を有するサーバ

13 警察における被害者対策

(1) 基本施策

被害者及びその遺族又は家族は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では、次のとおり、様々な側面から被害者対策の充実を図っている。また、各都道府県警察において、捜査員以外の職員が、被害者への付添い、刑事手続の説明等、事件発生直後に被害者支援を行う指定被害者支援要員制度^(注)が導入されている。

被害者に対する情報提供等

- ・パンフレット「被害者の手引」の作成、配布（刑事手続や法的救済制度の概要、犯罪被害給付制度等の情報を掲載）
- ・被害者連絡の実施（一定の被害者等に対し捜査状況や被疑者の処分結果等を連絡）
- ・地域警察官による被害者訪問・連絡活動（被害者の再被害防止や不安感解消を目的）

相談・カウンセリング体制の整備

- ・被害相談電話（「#（シャープ）9110番」等）・窓口の設置
- ・カウンセリング技術を有する警察職員の配置・精神科医や民間のカウンセラーとの連携の確保

捜査過程における被害者等の負担の軽減

- ・被害者用事情聴取室の整備（応接セットの設置、照明や内装の改善）
- ・被害者対策用車両の整備（カーテン等で遮へいするなど、被害者の心情に配慮した内装）

被害者等の安全の確保

- ・再被害防止措置の実施（パトロール等の強化等）
- ・緊急通報装置の被害者の自宅等への整備



被害者の手引



被害者対策用車両

(2) 被害者支援連絡協議会の活動

被害者が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等から成る「被害者支援連絡協議会」が、全都道府県で設立されている。このほか、警察署の管轄区域等を単位とした被害者支援のための連携の枠組みが各地に構築され、よりきめ細かな被害者支援が行われている。

注：平成18年12月現在の要員総数2万4,886人

(3) 民間の被害者支援団体との連携

各地で、民間の被害者支援団体の設立が進んでいる。全国被害者支援ネットワークの加盟団体数は、平成19年4月現在、全国で44団体に上る。これらの団体は、電話又は面接による相談、相談員の養成及び研修、自助グループ（遺族の会等）への支援、広報啓発等の活動を行っており、警察は、団体の設立・運営を支援している。また、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適切かつ確実に実施できる非営利法人を指定する公的認証制度を運用しており、同年4月現在、全国で11団体が犯罪被害者等早期援助団体として指定されている。

(4) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない被害者等に対し、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、昭和56年1月の施行以来、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

図5-34 犯罪被害者等給付金

遺族給付金	障害給付金	重傷病給付金
<p>支給額（最高額～最低額） 1,573万円～320万円</p> <p>被害者が死亡前に療養を要した場合、療養の被害者負担額も支給</p>	<p>支給額（最高額～最低額） 1,849万2千円～18万円</p> <p>障害とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、法令に定める程度のもの （障害等級：第1級～第14級）</p>	<p>重傷病（加療1か月以上、かつ、3日以上入院（精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状）になった場合、医療費の自己負担相当額を1年を限度として支給</p>

表5-7 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年度	15年度以前	16年度	17年度	18年度	累計
申請に係る被害者数 （申請者数）		4,645 (7,117)	458 (621)	465 (608)	491 (649)	6,059 (8,995)
支給裁定に係る被害者数 （裁定件数）		4,106 (6,502)	448 (597)	394 (520)	435 (583)	5,383 (8,202)
不支給裁定に係る被害者数 （裁定件数）		257 (359)	17 (20)	18 (21)	23 (27)	315 (427)
【合計】裁定に係る被害者数 （裁定件数）		4,363 (6,861)	465 (617)	412 (541)	458 (610)	5,698 (8,629)
裁定金額（百万円）		14,554	1,247	1,133	1,272	18,206

(5) 被害者の特性に応じた施策

性犯罪の被害者

警察では、性犯罪被害者の立場に立った対応に心掛け、その精神的負担の軽減を図るとともに、右のような施策を推進している。

相談体制の整備

- ・ 相談専用電話（「性犯罪 110 番」等）や相談室の設置

捜査体制の充実

- ・ 性犯罪捜査指導官等の設置及び女性警察官の性犯罪捜査員への指定
- ・ 女性専門捜査官の育成及び男性警察官に対する教育・研修の充実
- ・ 性犯罪捜査証拠採取セット（証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を証拠として預かる際の着替え等の一式）の整備

経済的な支援

- ・ 被害後の検査費用や緊急避妊に要する経費等の支援

少年犯罪の被害者

警察では、被疑少年の健全育成に配慮しつつ、捜査上支障のない範囲で、被害者の要望にこたえるため、次のような施策を推進している。

身体犯（殺人、強盗致死傷、強姦等）及び重大な交通事故事件の被害者に限り、次の事項を連絡

- ・ 被疑少年を検挙するまでの捜査状況
- ・ 逮捕若しくは在宅送致をした被疑少年又はその保護者の氏名等
- ・ 逮捕した被疑少年を送致した検察庁又は家庭裁判所及びその処分結果等

暴力団犯罪の被害者

暴力団犯罪の被害者は、警察に相談することによって、暴力団から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかと不安を感じている場合が多いことから、警察では、こうした被害者の不安感を払拭し、被害者からの積極的な被害の申告を促すなどのため、右のような施策を推進している。

暴力団関係相談の受管理体制の整備

- ・ 相談専用電話の開設
- ・ 都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会等の関係機関・団体と連携した被害相談を実施

民事訴訟の支援

- ・ 暴力団員を相手方とする民事訴訟に対する情報提供等の支援

警察施設の供用

- ・ 被害回復交渉を行う場所として被害者に警察施設を提供

危害防止措置の実施

- ・ 被害者や参考人の自宅や勤務先周辺でパトロールを強化

交通事故の被害者

警察では、発生件数が多く、だれもが被害者となり得る交通事故の特性を踏まえ、次のような施策を推進している。

制度に関する情報の提供

- ・ 全国の交通安全活動推進センターと連携し、被害者からの相談に応じて、保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等について教示

加害者に関する情報の提供

- ・ 被害者からの問い合わせに応じ、加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日及び行政処分の結果について教示

被害者の心情に関する運転免許保有者の理解の促進

- ・ 被害者が出演するビデオ、被害者の手記等を停止処分者講習等で活用
- ・ 停止処分者講習等における被害者の講話の実施

配偶者からの暴力事案やストーカー事案の被害者

警察では、重大な犯罪の未然防止を図るとともに、被害に遭った女性・子どもの立ち直りを支援するため、右のような施策を推進している。

相談体制の整備

- ・ 配偶者からの暴力事案やストーカー事案等の相談窓口の設置

必要な援助

- ・ 配偶者暴力相談支援センター等と連携し、被害者の保護や被害の発生を防止するための必要な援助（相談・防犯指導、行為者への指導警告等）